

1. 件名：検査制度見直しに関する原子力エネルギー協議会等との面談

2. 日時：令和2年1月21日（火） 16：00～18：00

3. 場所：原子力規制庁 9階会議室D

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

検査監督総括課 渡邊課長補佐、伊藤課長補佐、鈴木係長

専門検査部門 澤田原子力規制制度研究官

実用炉審査部門 塚部管理官補佐、照井安全審査官、立元審査チーム員、桐原調整係長

研究炉審査部門 田中主任安全審査官、片野安全審査官

東北電力株式会社 原子力本部 原子力部（原子力設備） 副長 他1名

東京電力ホールディングス株式会社 原子力運営管理部 保安管理グループ 副長 他1名

中部電力株式会社

原子力本部 原子燃料サイクル部 バックエンド・輸送グループ長 他1名

日本原子力発電株式会社 廃止措置プロジェクト推進室 部長 他1名

関西電力株式会社 原子力事業本部

原子力発電部門 廃止措置技術センター 廃止措置計画グループ リーダー 他1名

四国電力株式会社 原子力本部 原子力部 廃止措置グループ 副リーダー

中国電力株式会社 電源事業本部（放射線安全） 副長 他1名

九州電力株式会社 廃止措置統括室 廃止措置管理グループ 副長 他1名

原子力エネルギー協議会 副長

5. 要旨

(1) 原子力エネルギー協議会（以下「A T E N A」という。）等から、配布資料（1）に基づき、制度改正に伴う廃止措置計画の本文六、七及び添付書類六の記載内容について説明があった。

原子力規制庁から、本文六の第6表については、技術基準や設置（変更）許可申請書を元にした性能に係る記載があるものの、審査基準に記載されている「維持すべき水準」を示す具体的な内容となっておらず、後段の検査で確認すべき事項を示す観点からも不明確であると考えられる旨を伝え、A T E N Aにて実際に事業者検査を行うことを念頭に再検討することとした。また、設置（変更）許可申請書との整合性についても、A T E N Aにて再整理することとした。

(2) A T E N A等から、配布資料（2）に基づき、廃止措置炉における保安規定の第4章及び

第8章の記載内容について説明があった。

第8章施設管理において、廃止措置計画の本文に記載のある性能維持の設備を考慮すると、安全上重要な設備を除却する際の法令上の手続きなど、その要否に係る記載には注意が必要であることの認識を共有した。また、燃料が既に持ち出された後のプラントにおける事業者検査の独立性については、一律で不要とするのではなく、当該プラントの状況も踏まえることが必要である旨を伝え、A T E N Aにて記載見直しを検討することとした。

- (3) A T E N A等から、配布資料(3)に基づき、廃止措置プラントにおける定期事業者検査の考え方について説明があった。他省庁の法令に係る検査記録を利用する場合は、規制基準によって確認すべき視点が違うことを考慮し、当該記録の信頼性には十分注意することの認識を共有した。

## 6. 配布資料

- (1) 改正実用炉規則に係る廃止措置計画の記載内容について(A T E N A資料)
- (2) 廃止措置炉における保安規定の検討状況について(A T E N A資料)
- (3) 廃止措置プラントにおける定期事業者検査の考え方について(A T E N A資料)